

石炭対策特別委員会議録第一一七号

(六二六)

昭和三十八年六月二十四日(月曜日)

午前十一時三十一分開議

出席委員

委員長 上林山榮吉君

理事有田 喜一君 理事岡本 茂君

理事神田 博君 理事始閑 伊平君

理事岡田 利春君 理事多賀谷眞穂君

理事中村 重光君

安倍晋太郎君 安藤 覚君

有馬 英治君 久保田円次君

倉成 正君 藏内 修治君

白瀬 仁吉君 周東 英雄君

中山 榮一君 井手 以誠君

滝井 義高君 伊藤卯四郎君

出席國務大臣 福田 一君 武夫君

通商産業大臣 労働大臣 大臣 大橋 武夫君

出席政府委員 通商産業政務次官

通商産業事務官 (鉱山局長) 川出 千速君

通商産業事務官 (石炭局長) 中野 正一君

通商産業事務官 (公益事業局長) 塚本 敏夫君

通商産業事務官 (中小企業庁指導部長) 影山 衛司君

労働事務官 (職業安定局長) 三治 重信君

大蔵事務官 (主計官) 田代 一正君

大蔵事務官 (主税局) 宇佐美 勝君

同日
六月二十四日
委員木村守江君、濱谷直藏君、中村幸八君及び濱田正信君辞任につき、

その補欠として安倍晋太郎君、久保田円次君、中山榮一君及び安藤覺君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)

電力用炭代金精算株式会社法案(内閣提出第九三号)

石炭鉱業経理規制臨時措置法案(内閣提出第一一二四号)
重油ボイラの設置の制限等に関する大蔵事務官 鳩山威一郎君
大蔵事務官 従事官 井上 清君
大蔵事務官 小熊 清君
大蔵事務官 北川 俊夫君
大蔵事務官 松島 五郎君通商産業事務官 (石炭局長) 長 長
通商産業事務官 (労働安定局調査官) 井上 亮君
通商産業事務官 (職業安定局調査官) 伊平君
通商産業事務官 (大臣官房参考官) 松島 五郎君通商産業事務官 (労働事務官) 久保田円次君
通商産業事務官 (労働事務官) 伊藤卯四郎君
通商産業事務官 (労働事務官) 武夫君通商産業事務官 (労働事務官) 久保田円次君
通商産業事務官 (労働事務官) 伊藤卯四郎君
通商産業事務官 (労働事務官) 武夫君

る臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一五八号)産炭地域における中小企業者等に対する特別措置法案(多賀谷眞穂君外七名提出、衆法第二〇号)

あるわけですから、この点やはり明確な問題であるでしょうし、あるいはまた営業工事の場合でも便法的に区分をするというような場合も、ごく小工事についてはあります。あるわけです。したがって、その区分の明確化はできないと思いますけれども、やはりこの答申の趣旨は、原則としてはいわゆる起業工事に限られるのではないか。営業工事というのは普遍的です。

産炭地域の中小企業者等に対する特別措置法案(多賀谷眞穂君外七名提出、衆法第二〇号)

内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案、電力用炭代金精算株式会社法案、石炭鉱業経理規制臨時措置法案(内閣提出第一七八号)の設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案

○上林山委員長 これより会議を開きます。内閣提出、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七八号)及び多賀谷眞穂君外七名提出、衆法第二〇号)

○中野政府委員 今度の合理化法の一部改正におきまして、請負組合の規制

が、これを使う場合には、通産大臣の承認を受けなければならぬ、こうい

う規定を入れたわけであります。しか

り、ある場合は仕事をするという内容になるわけです。したがって、その基準の精神といふものは原則としては起業工事に限られる、それがやはり原則的に採炭をする、あるいは掘進をする、あるいは仕事をするという内容になるわけです。したがって、その基準の精神といふものは原則としては起業工事に限られる、それがやはり原則的には原則としては起業工事に限られる、それがやはり原則ではないか。営業工事といふのは普遍的です。

域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案(内閣提出第一七八号)及び多賀谷眞穂君外七名提出、産炭地域の中小企業者等に対する特別措置法案を一括して質疑を行ないます。

法律の一部を改正する法律案、産炭地

域における中小企業者についての中小企

業信用保険に関する特別措置等に関する法律案(内閣提出第一七八号)及び多賀谷眞穂君外七名提出、産炭地域の中小企業者等に対する特別措置法案を一括して質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。岡田利春君。

○岡田(利)委員 合理化臨時措置法の改正案の中で、特にこれは有沢調査団

の答申等に基づいて、坑内組合の使用規制をする。したがって、その規制は

三ヵ月やる、さらに三ヵ月が終われば、つけ加えて三ヵ月修正をする、こ

ういうものがそのつど許可になるとす

れば、きめても結局は何にもならぬ結果になるのではないか。たとえば炭鉱夫において、臨時夫の場合は二ヵ月

を限って臨時夫として使用する、終わると同時に更新手続をする、そして再度二ヵ月使用するわけです。そういう形態で一年ないし一年半雇用内容といふものが継続をしておるという実態が

れを裏からいえば、起業工事とかあるのは撤収作業というものが原則の形になつていくわけでありまして、そういうことで今後いたしたい。それからいふとおつても、それをさらに更新、更新ということで承認申請をしてくるではないかということ、これは実際の運用の問題になりますが、われわれの運用方針としては、これの再延長というようなことはみだりに許可するということはいたさないつもりであります。

○岡田(利)委員 問題は、現在すでに組夫が使用されてることです。特に中小炭鉱の場合には、直轄従業員よりも請負組夫の数が多い。すなわち坑内作業つまり採炭作業で、直轄あるいは組夫がどういうふうに働いておるか、これは過般の炭鉱の災害の中でも、調査の結果明らかになっておるところであります。そうしますと、本法が施行されたときの経過措置の問題になるわけですね。この経過措置については明確になりました。この事情では半年くらいでできるのになつていなかつたわけなんですが、一応当初計画は、これを二年間で切りかえますし、非常に雇用事情が変わつてきておりますから、一がいに言えない面もあるかと思いますけれども、いずれにしても、一体経過措置はどうするのかというのが非常に大事な問題になります。したがつて本法が改正されなければ、この点は別に資料の上にも明確でないと思うわけです。この点の考え方を明らかにしておいていただきたいと

○**中野政府委員** この雇用組夫の規制の規定は、まさに法律が通りましたときの経過措置でございますが、それから今後の組夫を在籍夫に転換させる計画の問題、両方御質問になつておると思いますが、経過措置につきましては、法律の附則によりまして、いま言つた坑内夫の四つの種類の作業員、これを従事させようとするときには、法律の施行によつて六ヵ月間は同条の適用がない、六ヵ月間の余裕を置いてこれを切りかえさせるとということになるわけでありまして、本年度につきましては、全体では約三千名程度の切り替えということをわれわれは計画として考えておるわけでございます。

○**岡田(利)委員** 結局本年度三千名という、三千名の数字がどこから出てきたかということになるわけです。一応

て行ないまして、できるだけいま申し上げましたような数字を持っていきたいたい、それからまた六ヵ月切れますと、これはあらためて申請しなければいかぬわけでありますから、申請もその間に出てくるということになりますので、そのときに適切な転換の指導をして、できるだけその数字を確保する、こういうつもりであります。

○岡田(利)委員 この点、特に私は、頭の中に六千名即今年度三千名という考え方があれば、本法の運用とはずいぶんかけ離れてきて、むしろ違法行為というような形も出てくるのではないか、こういう懸念があるわけです。ですから、従来の考え方を払拭して、附則の六ヵ月というものがやはり一応厳格に断行されなければならぬ。新しい認可をする場合には、そういう考え方の上に立って認可するということでなければ、当初の六千名、三千名と機械的に言うと、違法の措置があらわれてくるのではないか、私はこう思いますので、この点は注意を喚起しておきたいと思います。

そこで、あと一、二点でありますけれども、次に電力用炭の問題であります。

先般、稻葉参考人を呼んだ場合に――昭和四十五年度において、わが国の一般炭の八〇%は電力用炭として消費されるわけです。そこで、いまこの電力用炭代金精算株式会社が新しくできて、漸次これが運用されてまいりますと、特に四十二年度から四十五年に参りますと、一般炭のほとんどが電力会社にいくわけです。したがつて、一般炭の流通関係はきわめて合理化されてくると思うわけです。しかもその

安定した条件から考へると、電力用炭鉱はもう、一つの会社で納めてもよろしいのではないかという議論が当然出てくるのではないか、こういう感じがするわけです。したがって、一般炭のうち八〇%が電力でつかれるということは、この流通関係が合理化されれば、流通関係の八〇%は合理化されるという意見につながっていくわけです。したがってこの面は、稻葉参考人も、将来販組といいますか、電力用炭販売株式会社といいますか、そういう点については、この会社の運用経過をたどって当然検討されなければならぬ事項である、こう実は言われておるわけです。したがって、特にこの面について大臣の見解を承つておきたいと思うわけです。

いくわけであります。調査団の答申によりましても、昭和四十五年度は約三千万トンという数字を出しておるわけあります。と同時に、想定される一般炭の全体の需要は約四千万トンということです。そこでござりますから、相当のウエートになつてくるということでございまして、その意味におきまして、電力用炭の販売というか、販売体制あるいは供給確保体制というようなものは、当然石炭業界自身としても責任をもつてこの供給を確保するという体制をつくつていかなければならぬということは、御指摘のとおりだと思うのであります。また、過去におきまして、そういう点でうまくいかなかつたというようなことのために、非常に問題が残つておるというようなこともありますので、その意味合いにおきまして、一つには、基準炭価の決定にあたりましては、大手、中小間の炭価の格差を解消するよう十分な配慮をしていくといふことで、さあたりいま格差があるわけでありますから、それを一举にくくするというようなことになりますと、これはまた中小の炭鉱の存立そのものにも響いてくるということともございますので、そういう点を総合的に判断して措置していくかといふふうに考えております。

拳にそこに持っていくのは私としてはまだ無理があるのでないか、またそういうことをやつても、現実の問題としてうまくいかないということを考えております。ただ、将来の問題として十分検討に値する問題であるというふうに考えております。

○岡田(利)委員 治省から来ておると思うのですが、来ていますか。

○上林山委員長 自治省はまだ来ていません。

なければ、幾ら石炭でやれと言つても、起債の額が少ないと、油のほうが施設費が安いから油でやる。燃料としては高くて、施設費が安い、こういう問題が実は起きてまいります。したがいまして、まだ自治省のほうから来ておりませんけれども、特にこれは石炭政策として大事な問題ですから、この問題はぜひひとつ通産大臣のほうからも自治省に話をして、石炭の需要を確保における起債の問題については、特にそういう問題を加味して承認をする、積極的に奨励をする、こういう立場を特に強く要望していただきたいと実は思うわけです。

○福田国務大臣 産炭地等における地方公共団体が石炭をできるだけ使うようだ、自治省をして、連絡をとらせるということは、非常にけつこうなお考えだと思います。私は、通産省のほうからも自治省に対して、十分連絡をいたしてみたいと思います。

○岡田(利)委員 もう一回で終わりますが、これは産炭地の中小企業の売り上げ代金の信用保証の問題で法律案が出されているわけですが、すでにこれは北海道あるいは福岡等では、道厅あるいは県厅が積極的に取り上げている問題なわけです。特に私の調べた内容では、系統的に措置をとつておるのは、北海道道府の場合には特に系統的にこの措置をとつておるわけです。したがつてすでに行なわれておる政策と、それから今度この法律で政府が行なう政策の中のそれというものが若干あるのではないか。もちろん本法で定めておる以外のこともすでにやつておるわけですから、そういう面の調整については一体どうなのか。それからすでに

実施している面と本法とは、どういう政策上の差があるかないか。私は同じではないと思うわけです。そういう点についてお知らせ願えれば幸いだと思ふわけです。

○影山政府委員 お答え申し上げま

す。すでに、産炭地その他一般の関係をいたしまして、信用保証の充実を常に政府ははかつておるわけでございましてが、今回提案いたしまして御審議を願いました、産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に關する特別措置につきましては、從来一般的な措置と比べまして、災害並みに産炭地域の中小企業の信用補完の措置を充実していくこうという趣旨のものであります。それから從来やつておるのにつきましては第七条のほうに、「国及び地方公共団体は、産炭地域関係証が円滑に行なわれるよう努めるものとする」というふうに書いてございましてのを受けまして、政府といたしましては、政府といたしましては、中小企業金融公庫におきまして、昭和三十八年の五月末現在で売り掛け金に対する特別の融資措置におきましては、中小六件、四千八百八十万円、国民金融公庫におきましては、売り掛け金関係が四十三件、一千五百九十万円、それから、移住転業関係につきましては、国民金融公庫が主としてやつておりますが、三十三件で一千六百万円程度を五ヶ月までにやつております。これはまだ末端に対する徹底、P.R.が足りない点がございましたので、三月ごろまであまり軌道に乗つておりませんでしたけれども、四月以降、中小企業の各産炭

炭地域における中小企業者が移転、移住、転業等を余儀なくされておる場合、あるいは売り掛け金の回収が困難なために事業資金に不足をしておると、いうような場合を、前向きのかつこうで解決するというため、中小企業金融公庫及び国民金融公庫の災害並み、あるいはそれ以上の特別の融資措置を講じてまいつておるわけでござりますが、その実績といたしましては、中小企業金融公庫におきまして、昭和三十八年の五月末現在で売り掛け金に対する特別の融資措置におきましては、中小六件、四千八百八十万円、国民金融公庫におきましては、売り掛け金関係が四十三件、一千五百九十万円、それから、移住転業関係につきましては、国民金融公庫が主としてやつておりますが、三十三件で一千六百万円程度を五ヶ月までにやつております。これはまだ末端に対する徹底、P.R.が足りない点がございましたので、三月ごろまであまり軌道に乗つておりませんでしたけれども、四月以降、中小企業の各産炭

炭地域における中小企業者が移転、移住、転業等を余儀なくされておる場合、あるいは売り掛け金の回収が困難なために事業資金に不足をしておると、いうような場合を、前向きのかつこうで解決するというため、中小企業金融公庫及び国民金融公庫の災害並み、あるいはそれ以上の特別の融資措置を講じてまいつておるわけでござりますが、その実績といたしましては、中小企業金融公庫におきまして、昭和三十八年の五月末現在で売り掛け金に対する特別の融資措置におきましては、中小六件、四千八百八十万円、国民金融公庫におきましては、売り掛け金関係が四十三件、一千五百九十万円、それから、移住転業関係につきましては、国民金融公庫が主としてやつておりますが、三十三件で一千六百万円程度を五ヶ月までにやつております。これはまだ末端に対する徹底、P.R.が足りない点がございましたので、三月ごろまであまり軌道に乗つておりませんでしたけれども、四月以降、中小企業の各産炭

炭地域における中小企業者が移転、移住、転業等を余儀なくされておる場合、あるいは売り掛け金の回収が困難なために事業資金に不足をしておると、いうような場合を、前向きのかつこうで解決するというため、中小企業金融公庫及び国民金融公庫の災害並み、あるいはそれ以上の特別の融資措置を講じてまいつておるわけでござりますが、その実績といたしましては、中小企業金融公庫におきまして、昭和三十八年の五月末現在で売り掛け金に対する特別の融資措置におきましては、中小六件、四千八百八十万円、国民金融公庫におきましては、売り掛け金関係が四十三件、一千五百九十万円、それから、移住転業関係につきましては、国民金融公庫が主としてやつておりますが、三十三件で一千六百万円程度を五ヶ月までにやつております。これはまだ末端に対する徹底、P.R.が足りない点がございましたので、三月ごろまであまり軌道に乗つておりませんでしたけれども、四月以降、中小企業の各産炭

炭地域における中小企業者が移転、移住、転業等を余儀なくされておる場合、あるいは売り掛け金の回収が困難なために事業資金に不足をしておると、いうような場合を、前向きのかつこうで解決するというため、中小企業金融公庫及び国民金融公庫の災害並み、あるいはそれ以上の特別の融資措置を講じてまいつておるわけでござりますが、その実績といたしましては、中小企業金融公庫におきまして、昭和三十八年の五月末現在で売り掛け金に対する特別の融資措置におきましては、中小六件、四千八百八十万円、国民金融公庫におきましては、売り掛け金関係が四十三件、一千五百九十万円、それから、移住転業関係につきましては、国民金融公庫が主としてやつておりますが、三十三件で一千六百万円程度を五ヶ月までにやつております。これはまだ末端に対する徹底、P.R.が足りない点がございましたので、三月ごろまであまり軌道に乗つておりませんでしたけれども、四月以降、中小企業の各産炭

炭地域における中小企業者が移転、移住、転業等を余儀なくされておる場合、あるいは売り掛け金の回収が困難なために事業資金に不足をしておると、いうような場合を、前向きのかつこうで解決するというため、中小企業金融公庫及び国民金融公庫の災害並み、あるいはそれ以上の特別の融資措置を講じてまいつておるわけでござりますが、その実績といたしましては、中小企業金融公庫におきまして、昭和三十八年の五月末現在で売り掛け金に対する特別の融資措置におきましては、中小六件、四千八百八十万円、国民金融公庫におきましては、売り掛け金関係が四十三件、一千五百九十万円、それから、移住転業関係につきましては、国民金融公庫が主としてやつておりますが、三十三件で一千六百万円程度を五ヶ月までにやつております。これはまだ末端に対する徹底、P.R.が足りない点がございましたので、三月ごろまであまり軌道に乗つておりませんでしたけれども、四月以降、中小企業の各産炭

炭地域における中小企業者が移転、移住、転業等を余儀なくされておる場合、あるいは売り掛け金の回収が困難なために事業資金に不足をしておると、いうような場合を、前向きのかつこうで解決するというため、中小企業金融公庫及び国民金融公庫の災害並み、あるいはそれ以上の特別の融資措置を講じてまいつておるわけでござりますが、その実績といたしましては、中小企業金融公庫におきまして、昭和三十八年の五月末現在で売り掛け金に対する特別の融資措置におきましては、中小六件、四千八百八十万円、国民金融公庫におきましては、売り掛け金関係が四十三件、一千五百九十万円、それから、移住転業関係につきましては、国民金融公庫が主としてやつておりますが、三十三件で一千六百万円程度を五ヶ月までにやつております。これはまだ末端に対する徹底、P.R.が足りない点がございましたので、三月ごろまであまり軌道に乗つておりませんでしたけれども、四月以降、中小企業の各産炭

炭地域における中小企業者が移転、移住、転業等を余儀なくされておる場合、あるいは売り掛け金の回収が困難なために事業資金に不足をしておると、いうような場合を、前向きのかつこうで解決するというため、中小企業金融公庫及び国民金融公庫の災害並み、あるいはそれ以上の特別の融資措置を講じてまいつておるわけでござりますが、その実績といたしましては、中小企業金融公庫におきまして、昭和三十八年の五月末現在で売り掛け金に対する特別の融資措置におきましては、中小六件、四千八百八十万円、国民金融公庫におきましては、売り掛け金関係が四十三件、一千五百九十万円、それから、移住転業関係につきましては、国民金融公庫が主としてやつておりますが、三十三件で一千六百万円程度を五ヶ月までにやつております。これはまだ末端に対する徹底、P.R.が足りない点がございましたので、三月ごろまであまり軌道に乗つておりませんでしたけれども、四月以降、中小企業の各産炭

炭地域における中小企業者が移転、移住、転業等を余儀なくされておる場合、あるいは売り掛け金の回収が困難なために事業資金に不足をしておると、いうような場合を、前向きのかつこうで解決するというため、中小企業金融公庫及び国民金融公庫の災害並み、あるいはそれ以上の特別の融資措置を講じてまいつておるわけでござりますが、その実績といたしましては、中小企業金融公庫におきまして、昭和三十八年の五月末現在で売り掛け金に対する特別の融資措置におきましては、中小六件、四千八百八十万円、国民金融公庫におきましては、売り掛け金関係が四十三件、一千五百九十万円、それから、移住転業関係につきましては、国民金融公庫が主としてやつておりますが、三十三件で一千六百万円程度を五ヶ月までにやつております。これはまだ末端に対する徹底、P.R.が足りない点がございましたので、三月ごろまであまり軌道に乗つておりませんでしたけれども、四月以降、中小企業の各産炭

ようであります。单なる融資というのではなくて、債権を確保するという、中小企業者の経営の健全化をもつと積極的にはかつていくという取り組みが必要ではないか、こう思うのであります。が、これを単に融資法案といふ程度にとどめられた理由というか考え方

方、それに対する大臣の所見を伺つておきたいと思います。

現実に金が足りないで困るという問題を考慮する、もう一つ踏み込んで言えは、それによつて売り上げがだんだん減つてくるじやないか、人がいなくなつるし、山がなくなる、そのほうもどうなるのだ、そこまでいくわけであります。ですが、そこまでということになりますと、これはなかなか限度がむずかしくなつてまいると思うのでございまして、この程度で一応がまんをしていただきたいというのが、今日この法案を出しておるところでござります。

程度でがまんをしろというのではなく、ちょっと冷酷じやありませんが。やはり炭鉱に資材を納入するとか、あるいはいろいろな物品を販売するとかいうことは、関連産業なんですね。炭鉱がある、そこで関連産業として事業を営んでいく、そういうことで取り組んでこられた中小企業者、それが、炭鉱が政府の政策によって転換をしてきた、これはもうやむを得ないので、これは個人の事業だからいいじゃないかというふうにもとられるでしようけれども、そうであつてはならない。少なくとも石炭産業に対する取り扱いに準じて、もつと手厚い措置というものがあるべきだと私は思うのであります。従業員の問題に対しましても、しかりであります。しかしこの法案の内容から見てみますと、そういうことが考えられていないし、また政府の政策の中からも、そのようなことを知ることはできないのであります。この程度でいいじゃないかということでなしに、もつと前向きの積極的な施策があつてしかるべきと私は思うのであります。検討されたことがないのかどうか、この点に対して伺つておきたいと思います。

最後に来る人をも助けるということが目的であります。そこに経済上の面とか、あるいは財政上の面とか、あるいはその仕事との均衡の面、いろいろなことが理由になって出てくるわけあります。そういうことから考えてみまして、まずこの程度で、十分だと考えませんが、ひとつがまんをしていただこう、こういうことであります。実施した上でまだ、どうしてもこれはこういうわけでいかぬというようなことがあります。また考え方をさせていただきたい、かように考えておるわけであります。

○中村(重)委員 ただいまの御答弁は納得いかない答弁であります。高きにつけるか低くにつけるかという問題なんです。大臣のいまのような答弁だと、他との関係もあるのだ、こうおっしゃる。先ほど私が申し上げましたように、石炭産業というものに対しても、これで十分ではありませんけれども、前向きの取り組みをしておられる。これと関連する中小企業に対する取り扱いは、それに準ずる措置が当然あります。しかしながらこの点をいかに大臣に指摘いたしましてもおそらくいまの答弁を繰り返すという程度であります。しかし私は思うのであります。しかし私がこの点をいかに強く大臣に要望してもらいたい、このことを

そこで、融資法案をお出しになります。したけれども、いかにいい、きめのこまかい法律ができ上がったにしまして、仏つくつて魂入れず、絵にかいたもちということになつてしまります。

やはり裏づけになるところの資金といふものが当然確保されなければならぬわけですが、この資金の確保、政府関係の金融機関に対してもはもちろんでありますけれども、民間の金融機関に対しましても、預託金であるとかその他のいろいろな措置が考えられなければならないと思います。そのことをどうお考になつておられるのか。

また、時間の関係上一緒にお尋ねいたしましたが、再保険の問題にいたしましても、保険公庫の資金の確保、保証協会の保証能率を高めていくというための資金の措置は、どうお考えになつておられるのか、それらの点について部長から詳しく述べ願いたいと思います。

○影山政府委員 市中金融機関がこの制度に応じて融資を拡大していくというための資金の確保をどういうふうにやっていくかという御質問と承するわけであります。政府といたしまして第一番目に市中金融機関のほうに要望いたしたいことは、政府のほうでも災害に備える特別措置を保険の面で講ずるわけでございますので、その趣旨に賛同されまして、市中金融機関のほうでも積極的に産廃地域の中小企業者の所要資金についての融資の積極化ということを自主的に講じていただきたいということを、産廃地域の市中金融機関に対して熱望する次第でござりますが、政府といたしましても、中小企業信用保険公庫の融資基金を保証協会のほうに流します際に、地方公共団体のほうでもこれと同額の出損等をやるわけでございますが、それとあわせまして、産廃地域の市中金融機関のほうに保証協会から資金を預託をいたしま

して、それによりまして市中金融機関の融資能力の増大をはかつていくといふような措置をとるよう、指導をしてからも積極的にやつていきたいというふうに考えておる次第でござります。それから、この制度に対しまして中小企業信用保険公庫としての資金上の措置をいかに講ずるつもりかという御質問に対しましては、先生も御承知のように、現在保険公庫のほうで融資其金の制度がございまして、三十八年度は約百五億程度を各保証協会のほうに配分する予定になつております。実際に産炭地域の保証協会については、この制度の趣旨にのつとりまして重点的に配分をしていきたいというふうなことを考えておるわけであります。

が多いわけなんです。そういう人が特
にこの制度を活用してまいらなければ
なりません。したがつて、私は單刀直
入に申しますが、回収が非常に不可能
になる、こういう事態が起こつてくる
と、いうことが想像されるわけです。
こういう点を十分覚悟してこれに取り
組んでいく、むしろ社会政策的な立場
しながら、独立採算制だというような
ことであまりシビアな取り扱いをさ
れたのでは意味がありません。そうい
うようなことに対してものような指導
をおやりになる考え方であるか、端的
にひとつ決意のほどを伺つておきた
い。

○影山政府委員 この制度の発足の趣
旨が趣旨でござりますので、先生がた
だいまおっしゃいましたような方向に
沿いまして強力に指導いたしていただき
たいというふうに考えておりますが、や
はり政府といたしましては災害並みに
てん補の限度を七〇から八〇に上げて
おります。さらにあとの二〇%につき
ましては、北海道あたりでは北海道の
道厅と保証協会との間で損失補償契約
等もやっております。そういうふうな
ことも地方公共団体にも期待をいたし
まして、今度これが実効をあげますよ
うに強力に指導していくきたいというふ
うに考えております。

○中村(重)委員 質問が前後いたしま
すが、中野石炭局長と三治職安局長に
お尋ねをいたします。

先ほど大臣に御質問したことと関連
してくるのであります。この産炭地
の転業する業者あるいは従業者、これ
に対する一般的の職業訓練というよう

が多いわけなんです。そういう人が特にこの制度を活用してまいらなければなりません。したがって、私は單刀直入に申しますが、回収が非常に不可能になる、こういう事態が起こってくると、いうことが想像されるわけです。こういう点を十分覚悟してこれに取り組んでいく、むしろ社会政策的な立場からこれに取り組むという姿勢がなければならぬと思うのです。しかしながら、独立採算制だというようなことであまりシビアな取り扱いをされたのでは意味がありません。そういうことに対するどのような指導をおやりになる考え方であるか、端的にひとつ決意のほどを伺つておきた

なこと、あるいは広域職業紹介をする場合に、おそらく雇用促進事業団の普
通の取り扱いということ以外に考へて
いないよりであります。こういうこと
であつていいのかどうか。就職促進手
当の問題であるとか、あるいは雇用奨
励金の問題であるとか、あるいは住宅
確保のための奨励金の問題であると
か、それらのことをきめこまかく、手
厚く考えていくことが必要では
ないかと思うのであります。これらの
点についてはどのように考へになつ
たのか、主として三治局長の管轄だろ
うと思うのでありますが、ひとつ兩局
長からお答えを願いたいと思います。

○三治政府委員 石炭離職者以外の産
炭地の失業の問題につきましては、石
炭の合理化に伴う離職者につきまして
は臨時措置法によって特別な措置がと
られるることは御承知のとおりござい
ますが、それ以外の者につきまして
も、職業安定法によりまして、広域職
業紹介命令地域につきましては、特別
の援護措置をとるようになっておりま
す。その援護の業務も、御承知のよう
に、雇用促進事業団が行なうようにな
つております。さらに、今度職安法
及び失対法の一部改正が通りますれ
ば、職業指導手当並びに職業訓練手当
のほうも一般のほうよりかずつと拡充
されまして、ことに職業訓練手当につ
きましては、石炭離職者と同じよう
なくして、これに関連して、そういう
ような失業多発地域につきましては、
新しい立法措置を計画しております。
これができるようになりますれば、そ

ういう多発地域につきましては特段の配慮が行なわれることを確信いたしております。
○中野政府委員 産炭地域の中小企業者並びにその従業員の職業あるいは生活の安定ということをはかつていくつかの点でござりますので、その点については通産省としても、関係省と連絡をとりながらこれを早急に具体化し、実現するよう努力しておる次第であります。

○中村(重)委員 どうも、中野石炭局長は、この前の広域職業紹介の場合の旅費の支給等に対しましても、さわめて前向きの答弁というか、特別の措置をやるかのごとく非常に親切に御説明があつたのだけれども、内容を調べてみると、従来のことをさも新しいことのように御説明になつた、こういうところのようであります。まあそれはそれといたしまして、ともかくそれが実行段階において、第一線はいま政府が考えておるような取り扱いをなかなかしません、非常にシビアーな取り扱いをするということになつてしまりますから、その点については格段の配慮をされ、行政指導に遺憾なきを期してもらいたいということを強く要望いたしております。

それから、適用範囲というか期限を見てみると、昭和三十五年四月一日以後から、こういうことになつておるわけであります、その以前のものに対する必要ないというふうにお考えになつておるのかどうかという点と、いま一つは、事業の整備に伴つて鉱山労

働者の数が著しく減少した、そういうことであるとか、債権の回収が著しく困難であるとか、非常にシビアに書かれておるわけですね。この著しくないといふもの限界はどうなるのか。法律ではこうむずかしく書かねばならぬのかもしれませんけれども、中小企業者のために親切にこの法文を活用していこうということになつてしまいますが、これはゆるやかになりましようけれども、資金的な関係とかいろいろな面で、著しくそういうのをきわめてシビアな取り扱いをするということになつてまいりますれば、なかなかこの法律うまく動かない、こういうことがありますからかと思うのであります。これらの方に対する考え方を聞かしていただきたいと思います。

ていきたいというふうに考えておりません。
それから、著しくという表現がシアン
アーレに運用されると困るという御質問でござりますが、債権の回収が著しく困難といつような場合に、著しくと申しますのは、普通五〇〇%程度を解釈するに過ぎないと思つておるのでござります。
ただ、いろいろ実情を見てみますと、経営不振によりまして売り掛け金の回収困難な炭鉱に対しまして、中小企業者が非常に困つておる実情がござりますので、できるだけこれは弾力的に考えていただきたい、実情に即してケースバイ・ケースで弾力的に運用していく、というふうに考えております。

まで労働者の数が減少しておるわけですが、ございますが、こういう場合は問題なく適用があるわけでございます。また、たとえば貝島炭鉱等におきましては、三十五年三月末現在と比べまして、三十八年三月末現在では約六〇%にまでしか労働者が減少していないわけでござりますが、三十九年三月末までには五〇%以下ぐらいに減少するという見通しもあるわけでございます。そういう場合には、通産局長のほうで、これは適用があるように指定するというふうに、弾力的に運用していくということをございます。

○多賀谷委員 労働者の数が著しく減少したという場合は、実は率直に言いますと、操業しておる炭鉱でも未払い代金が非常に多い、しかしとらえ方がなかなかないということで、労働者の数が出たわけです。だから、労働者の数が基本になるわけじゃないのです。労働者の数が売り掛け代金の算定のいろいろな要素に入ってくるというのを、本来おかしいのですね。そういう因子といつもの本來おかしいのだけれども、出炭が著しく減少するということになると——実際は出炭は減少しないんじゃないじゃないか、こういうことになるわけですが、やむを得ずこういう処置をとつたわけですから、私はその点は、従来の著しくとくものとは違うと思う。大体根拠のないものをつともらしく一つ要素の中に入れただんでから、苦労の点はわかりますから私はそれ以上言いませんけれども、これはじめと十分弾力的に——昭和三十九年の三月になつたら五〇%になりそうだなんといふようなことを説明されたんじやどうもならぬ。というのは、あ

る程度以上労働者が減ると、操業がきなくなるのです。炭鉱自体がいい労働者がいなくなつて、操業ができなくなる。そういう点もありますから、御配慮願いたい。これはもう一度御答へ願いたい。

○影山政府委員 認定につきましては、ケース・バイ・ケースで通産局長が指定するということになつておりますので、通産局長の指定に際しまして、実情に応じて弾力的に处置していただきたいというふうに考えます。

○多賀谷委員 次に、これは確認だけしておきますが、産炭地域といるのは従来の産炭地域振興法に基づく二条とか六条とかいうことにわかりなく、政令で指定するわけですか。

○影山政府委員 法律上のたとえをいたしましては、別個に指定するということになつておりますが、実質的には産炭地域振興法の二条地域を頭に置いておるわけであります。

○多賀谷委員 三十年の四月一日というのは、いまあなたのほうは合理化計画が出たとおっしゃいますが、合理化計画が出たのはそのときじゃないのです。この合理化法ができるときなのです。その後何回も改定しておるわけですね。ですから三十四年度が、買上げトン数から言つならば一番多いのです。三十三年度は、買上げトン数は三十五年と同じ。ですから、そういう点は基礎にならない。現在の合理化計画というのは逐次改定をされておるわけですから、ひとつ歩を踏み込んで、三十四年という気持ちはないわけですか。あるいは三十三年……。

○影山政府委員 どこで線を引くかという問題になるわけでございますが、

当初私どもが考えましたときは、石炭供給大綱ができました昭和三十七年の十一月二十九日以降というふうに考えておりますが、やはりそれでは実情に合わない点がございますので、できるだけさかのぼっていただきたいところで、それではどこで線を引くかということになりますと、改定いたされました合理化基本計画が実際上動き出した昭和三十五年四月一日から実施するということになりますと、融資というものを重点的に行なっていくべきだという措置で、御了承を願いたいと思います。

ものも、先ほど御質問がございましたように、全然めんどうを見ないといふわけではございませんので、政府関係金融機関の一般融資等につきましては、ただの配慮をいたしていきたい、いろいろに考えております。どうぞ御了承をお願いいたします。

○多賀谷委員 三十四年度から、中規模の炭鉱が閉山になつております。炭鉱数は変わらなくともトン数がぐつぐつとふえておるというのは、そういう関係ですよ。ですから、その中規模の炭鉱の売り掛け代金というのも多いのですよ。最初のころは中規模は比較的合理化に入らなかつたが、三十四年度からずっと中規模が入つてくるという状態になつておるわけです。この売り掛け代金を中心にものを考えるわけですかね、売り掛け代金が非常に大きくなつてしまつて、こういう時期を判定すべきではないですか。

○影山政府委員 御説、ごもっともなことですつと中規模が入つてくるという状態になつておるわけです。この売り掛け代金を中心にものを考えるわけですかね、売り掛け代金が非常に大きくなつてしまつて、こういう時期を判定すべきではないですか。

○多賀谷委員 めんどうを見ていくと、一つ昭和三十四年度以前のものにつきましても、政府関係金融機関等でできただけごめんどうを見ていいたいと思っております。よろしくお願ひします。

それから、利子は大体どのぐらいなんですか。

○影山政府委員 政府関係機関の特別措置につきましては、六分五厘でござります。

○多賀谷委員 償還期限、運転資金あ

るいは設備資金、それらを別々にお答え願いたい。

○影山政府委員 政府関係金融機関における特別措置におきましては、償還期限等におきまして災害並みに扱っております。通常三年から四年のものを五年から七年の範囲内で、できるだけ延ばしていくようにというふうに指導しております。それから据え置き期間におきましては、運転資金で六ヶ月、設備資金で一年というふうに、災害並みに扱っております。

○多賀谷委員 政府機関である中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫には、あなたのほうから特別な資金を出されるわけですが、市中銀行にはどうされるわけですか。

○影山政府委員 市中金融機関につきましては、特別財政上の措置を講ずるというようなことは、前例もございませんので、そのかわりといたしまして、中小企業信用保険公庫から信用保証協会に融資をいたします際に、地方公共団体も大体同額程度を出すわけであります。それを産炭地域の市中金融機関に預託をするとということで、市中金融機関の融資能力というものを増大していくという方向で指導していきましたと考えております。

○多賀谷委員 私はこの法律が十分運用されて実効があることを希望しております。ただ、一つ危惧がある。それはこの法律ではつぶれた炭鉱と運命をともにした中小企業は、金が十分借りられないのじやないかという懸念持があります。むしろそのつぶれた炭鉱に若干金が借りられて、その炭鉱と運命をともにした中小企業といふものは、この

法律の外に置かれるのじやないか、こ
ういう危惧が非常にしてならぬので
す。こうしたことであつてはこの法の
精神が死ぬわけですから、その点は十
分ひとつ考慮してもらいたいが、大臣
から御答弁を願います。

○福田国務大臣 お説のように、この
法案は炭鉱に売り掛け金を持つておる
中小企業者を助けるというのが目的で
ありますから、本来のそういう大事な
人が救済できないというようなことが
ないよう、ひとつ配慮いたしてまい
りたいと思います。

○上林山委員長 滝井君から十分聞く
らい質疑したいといふ通告があります
ので、これを許します。滝井義高君。

○滝井委員 御注文もありまして、こ
れはほんとうは一日半ぐらいかると
ころを十分間くらいでやれということ
だから、よほどいい答弁をもらわない
と十分間でできないわけです。
ます、宿題になつておつた資金計画
です。整備資金が約百五十一億、設備
資金が八十二億、約二百三十三億の不
足であった、これを一体どうするかと
いうことで、大臣はこの前十五日に、
二十一日か二十二日ころにこれをあげ
るときまでには何とかひとつ話し合つ
てみよう、こういうことだった。大蔵
大臣をここに呼ぶはずだったのです
が、ごたごたして呼べなかつたので
す。何か新聞を見ると、大臣が閣議で
この委員会の模様を説明して、資金が
相当不足しているという記事を見たの
ですが、結論をひとつ。イエス、ノー
だけだけつこうです。

○福田国務大臣 滝井委員からの御質
問もありましたので、次の閣議にあた
りまして、整備資金並びに設備資金に

おいて不足額が相当あるということを
明らかにしまして、特に整備資金につ
いてはすみやかに出すようにといふこ
とを閣議で発言いたしました。大臣
からこれを了承する旨の答えがあり
ました。また設備資金のほうは、これ
は順次やつていく問題でございますの
で、極力趣旨に沿つて処置をいたす、
的に内容を詰めておる段階でございま
す。

○滝井委員 いまの答弁のとおり、ひ
とつ実行してもらいたいと思います。

第二問は、臨時石炭対策本部です。

臨時石炭対策本部は、合理化によつて
生ずる雇用対策、鉱害対策、産炭地振
興対策、その他諸問題を現実の実情に
即して迅速かつ適切に処理して、具体
的、計画的な石炭対策を円滑に行なつたわけ
で、いくために、当面九州につくること
になつておつたわけです。同時に、地
元関係機関からなる石炭対策連絡協議
会を設置することになつておつたわけ
です。合理化はもうどんどん進んでお
るわけですが、現状はこれらの二つの
機関が積極的に動いておるかどうかと
いうことです。動いておれば、雇用対
策だって鉱害対策だって、円滑に進歩
することになるわけです。動いていな
ければ、速急にこれを動かしてもらわ
なければ困ることになるわけです。現
状はどうなつておるのか。

○滝井委員 叱咤激励をしてひとつ円
滑に、順調にいくようにお願いしま
す。

○滝井委員 叱咤激励をしてひとつ円
滑に、順調にいくようにお願いしま
す。

第三問、債務処理です。今回新しい
合理化をやるについては、保安の臨時
措置をやつた場合には、三割が未払い
賃金にいき、七割が鉱害と未払賃金の
案分になつて、債権者には一文もいか
ぬわけです。同時に、今度は、合理
化で整理交付金をもらつたときは、こ
れは二割が未払い賃金について、それ
から三割が債権者について、あとの一
割は未払い賃金と鉱害が案分をする、
こうなつておるわけでわけです。そう
しますと、第一の場合における保安の
臨時措置の場合には、たとえば国税庁が
鉱区を差し押さえをしておる場合には、
国税庁には一文もいかないわけです。
一文もいかなくて、国税庁はこの鉱区
の差し押さえを解除して、鉱区の登録の
抹消してもらわなければならぬわけで
す。そりでなければ交付金をもらえま
せん。それが異議なく、国税庁は何も
もらわずに無手勝つ流で抹消してくれ
るかどうかといふことが一つ。

○中野政府委員 九州に置かれました
臨時石炭対策本部は、発足以来数回に
わたりまして関係の部員会を開催い
たしておりまして、石炭政策が円滑に
順調に実行できるようやつております
の処理のしかたです。この三〇%は、

国税庁も押えている、自治体も押えて
いる、中小企業金融公庫も開発銀行も
抵当権等のある私債権もございます
が、それからの各私債権がそれぞれの
優先度に従つて弁済を受ける。それか
ら、七割までがさように優先度に従つ
て弁済を受けるわけでありまして、残
りの三割については、これは優先権を
立つて非常によく努力して、相当の実
績をあげておる。もちろんまだ不十分
に、一体国税庁としてはどういう処理
の方針をとるのか。これもやはり国税
市町村も押えている。こういう場合
にまず判を押してもらわなければ、
抹消できないのです。こういう点が一
つ。

そうすると、残りのその三割の債権
の中では、そういう国税とか自治体とか
あるいはその他の金融機関がお取りに
なると、中小企業に対してはどういう
配分の方針を持ってくれるのかという
ことです。この点についてまず国税か
らの保安の場合、二の合理化にか
かった場合についてお答えをいただい
ます。さようになります。

○滝井委員 わりあい明白になりました。
た。そうしますと、もっと具体的に言
いますと、まず第一の保安の場合に
て、本年の一月に、国税局長官の名前
で管下の国税局長に通達を出してお
ります。さようになります。

○滝井委員 わりあい明白になりました。
た。さあましても鼻血も出ないとい
う御質問でございます。

保安の場合には、国税の廃止業者に
対する債権、その半分が確保されれば
差し押さえは解除いたします。ただ、保
安の要請が非常に強くて、国税が半分
確保できない場合でも差し押さえを解除
しなければならないといつたような非
常な必要がござります場合には、現地
の国税局のほうから国税庁に上申をし
てまいりまして、それによって判断し
てまいりまして、現地の国税局のほう
から優先的に鉱害債務それから未払い
賃金に充てられるわけでございます。
ですが、大手だつて必ずしも債権の全
部をなかなか払えないような情勢が出
てくるのではないかと思うのですが、
中小はその七割から八割は無資力にな
ると思うのです。そうしますと、この
国税局の事務処理がなかなかまくい
かぬということは、労働者にとっては
未払い賃金の三割をもらうことが非常
に長引いてくるし、同時に、鉱害復旧
の計画も立たなくなるわけです。した

がつて、これはぜひひとつ国税庁のほうで早急に決断をしてもらいたい、こ

それから第二の問題ですが、三割のうちの七割すなわち全体の二割一分といふものが、優先権に従つて弁済されることになるということになりますと、まずその二割一分について、国税も差し押さえをしているし、県も差し押さえをしておる、自治体も差し押さえしておる、開発銀行や中小企業金融公庫も商工中金も、全部差し押さえしているという場合が相当あるわけです。そうすると、この全体の二割一分の配分のしかたは、だれかが中に入つてあせんをしないと、国税さんのほうが、いま言ったように、保安で政府でつぶしたものでさえ半分取る、こういうのですから、二割一分、たとえば一億円だったら三千百万円を、国税さんがそのうちの半分の千万円ちょっとを取る、こうなると、なかなか他のものがうんと言わないことになるのです。そこでこの多くの差し押さえをしておる優先順位の方々が集まつて、その債権額について案分をしてやるのだということになりますと、これは話はわりあい簡単にいくのです。ところが、ここで国税が、いや、おれのほうは少なくとも債権額の半分を取らなくてはだめだということになると、二割一分というものを全部国税が取らぬと国税はなかなか帳面を消してくれぬ、こうなるのです。鉱区の登録を消してくれぬ、こうなるのです。こちらのやり方は、一体どうやるかということです。これが一番大きな問題です。

それから、優先債権二一%とする」と、あと全體の九・九%残るわけです。こ

の中で、中小企業というものは、これは通産大臣にお尋ねするのですが、九〇%の中にワクがもらえるのかもらえないのかということです。中小企業は金を貸すだけで、これらあたりも何をももらえないということでは、たいへんであります。債務処理要綱の中には、中小企業には、少なくとも九〇%の中の二〇%でも三〇%でもいいが、優先的に差し上げます、こういうことになつてくれるといふことは中小企業もだいぶ、じょうるよりかいいのですね、何とかでももらえるといふことになると、泣き寝入りもしやすいわけです。そのかわり、これももらつたが金も貸してもらいたい、こういうことになるわけです。この二

○小籠説明員　ただいま滝井委員の御質問でございますが、三割のうちの七割、すなわち全体の二割一分、これが優先権に従つて配分されるということをごさいますが、必ずしも国税が優先権があるというふうにきまつておらぬいわけでありまして、場合によつては国税に優先する債権、あるいは地方税といふものもござります。そういう場合には、国税があるいはゼロになる場合もあるわけでありますと、結局この問題の解決は、すべての債権者がある程度それぞれの立場を認め合つて解決していくということ以外にないと思ひます。それで、おそらく現地の通商産業局のほうでごあつせんいただいて、各債権者が相談してきめていくというところにならうかと思ひます。必ずしも国税が自分だけ取るということではございません。

の、九%の中から弁済を受ける。ただこの場合は普通の一般債権もございまして、それとの全体の案分比例で弁済を受ける、こういうことの取り組みをしておるわけでございます。

○滝井委員 中小企業が優先的でないのですね。これを見ると、労働者の生息必需品の代金、資材代金、鉱業施設の代金及び修繕料、電気料金、石炭の運送料及び荷役料、運転資金と貸付け債権とか、こういふようになつておるのですね。坑木代とか何とかいうことになると、電力料金が先にあります。これは電力料金が大きいのですよ。はなはだしいところは、何千万円とあるのです。したがつて、中小企業にはいかないので。だから、こういう親切な債務処理要綱をおつくりになるとすれば、中小企業問題ですかいら、たとえば九%の中の三%でも四%でもいいから、中小企業に別ワクとして確保してやるというような、優先、二段に炭鉱に資材を納めておる企業、そしてそこにワクを何ばかきちんと置くほうがいいのではないかと思うのです。これはどうせ政令でやるわけです。最後の店じまいなんですから、何かそちらあたりをもう一べん考えていただけませんか。まだそのとおりさつさとやつておるわけではないですから、最後の九%のときに幾分中小企業にきちとワクを取つてあげる、こういうことをしていくだけ必要があるのじやないかと思うのです。いま国税もありあい折れてきたのです。今まで国税は簡単にいかなかつたのです。そこらあたり踏み切つて、中小企業のためにある程度のワクはとりま

しよう。こうなると、筑豊の中小企業はだいぶ安心してくるのですね。
それからもう一つは、あっせんのかたについて、これは相当積極的にならぬとあっせんができないと思う。そんな金をよけい取りたいのですから。それを上に報告するのに、たとえば小企業金融公庫とか商工中金も、よりは債権をとったのに自分のところが取れなかつたら、お前は何をぼやぼやしているかと上からやられてしまうのです。ですから、積極的なあっせんを産業局長がやるということをここで言明をして、それでできなければわれわれも加勢しますけれども、やはり行政が責任をもってやるという形をとつてやらわぬと困ると思うのです。

○ 滝井委員 私実際にやつておるのでよく知つておるのでですが、電力料金を先にとると、みんなとられてしまうのです。電力は大きい公益事業ですから、少しぐらい減らしたって倒れることはない。だからむしろこの中をAとBとに分けて、電力みたいな大きなところにいくのと、資材その他小さくところにいくのと分けて、四・五なら四五でもいいですから、何かきつとしてもらわないと、小さいものも大きいものも一緒にしてしまうと、中小企業のほうには全然いかないというようなことでもできてくると思う。二一%と九%の二段階に分けたのですから、それを三つに分けたってちょっとも差しつかえないでしょう。最後に法案をあげるときですから、ここらあたりをもう少しきちんとしてもらいたいと思うのですが、大臣どうですか。

○ 中野政府委員 いま申し上げましたように、通産局長の積極的なあつせんによって、ケース・バイ・ケースの問題としてこれは処理していくたい。これはもうほとんど大部分が中小企業者の債権でございまして、具体的なケースについてあつせんをしていくという線でいくのが、一番妥当ではないかと考えております。

○ 滝井委員 電力料金あたりが非常に彈力的に、これは何かお経みたいになつてしまつたのですが、ケース・バイ・ケースで……

○ 中野政府委員 ケース・バイ・ケー

れども、なかなかそういういかないですか。二一%と九%と分けたんですけど、たとえば電力のような大きいところに四・五%，中小企業に四・五でもいい。私、電力に行って四千万も五千万もあったのを百万にまでもらつた例もあるのですから、できると思うのです。

○中野政府委員 債務処理問題は非常に大事な問題でございますので、実情に即するようにやつていただきたいと考えておりますが、先生の御提案の、この一般債権の中をさらに区分するということは、いまのところ通産省としては考えておりません。

○滝井委員 そうすると、中小企業の売り掛け金はそれないです。

○上林山委員長 申し合わせの時間が十分経過しました。できるだけ結論をお急ぎ願います。

○滝井委員 ちょっと待ってください。この問題は、この前宿題として出しているのですからね。二一%と九%に分けたのですから、九%の中を大きいところと小さいところと、およそ半分半分ぐらいでやれということは指導ができると思うのです。われわれ現実に粗井の処理で、電力に行って、四千万のものを百万にまけてもらった例があるのですから、通産局長が一生懸命やればできると思うのです。ケース・バイ・ケースでは、中小企業にいかないもので。なぜいかないかというと、中小企業は差し押さえをしていないからです。大きいところは炭鉱を差し押さえたり、社宅を差し押さえたり、みな差し押さえをしておる。中小企業は自分の納めた物さえ、多くの場合差し押さえをしていないのです。だから私たちの処理し

たものでも、中小企業は全部泣き寝入りです。だからこれをある程度確保してやると、そのワクは差し押さえされないので、とてやれるのです。だからこちらあたり、どうして局長答弁できないのか。頑強にケース・バイ・ケース、弾力的というが、その弾力のところを、大きいところに5%、中小企業に4%でもいいですから、数を示していただきたい。法案をあげるのですから、検討するじゃだめですよ。

○福田国務大臣 私は滝井委員のおっしゃる気持ちもわかりますが、しかしあとえば電力料金が、いま言つたうちの九〇%を占めておる場合、あるいはわずかに五%にしか当たっていない場合、いろいろあるだろうと思うのです。だからその場合々々を考えて、いまああなたの言われた御趣旨を十分考えて、中小企業者にも金が回るよう具体的な措置をしていきたい、こういうふうでありますから、私はこれは行政の範囲でお認めを願つて、そういう趣旨でやつていこうというのでありますから、これは了承を願つてけつこうではないかと思うのであります。これをバーセンテージで求めることができて公平に合わない場合も起こり得ると思うのでござります。

電力を最後までもらいます。これは閉山したって、歩行する電力はもらっておかなければならぬ。それは事業主が弱いところを押さえられているからです。ところが中小企業の売り上げ代金というのは、モーターをやったり、配給所に石けんを売つたりした代金ですから、そんなものは差し押さえしようと思つたってできない、もう国税その他の全部差し押さえてしまつてある。だからそちらあたりをもう少し、せつかく債務処理要綱を新しくつくつてもらつたのですから、考へてくれるべきだと私は思うのです。それさえやらぬというのだったら、これはどる方法はないですよ。私は自分でやつて経験がある。どる方法がないのです。

○福田国務大臣 現地の局長に、いま言われたような趣旨を体して実施をしろ、こう私のほうから言うのでありますから、電力業界がどういうことを言うか私は知りませんが、實際にあつてそれがうまくいかなかつたときに、あなたのほうからお話ししていただきたい。私は行政指導ができると思つております。

○上林山委員長 申し合わせの時間をうんと超過しておりますから、協力をしてください。

○滝井委員 行政上の指導でやることでござりますから、そう理解をしておきます。

○滝井委員 行政上の手続です。今後、炭鉱は無資力が非常に多くなるわけです。これは質問をしておると長くなるから、あとでこういう手続をしたら無資力になるという、無資力の手続を文書でひとつ配付していただきたい。

それから、これは幸い小熊さんがい

らっしゃつておるから——今度合理化で、炭住は貰い上げないようになつた。ところが、その炭住を国税庁が差し押さえしておるわけです。この業者は無資力になつてしまつておる。そうすると国税庁としてはこの炭住を、差し押さえしておる物件ですから、競売する以外に方法はないわけです。ところが炭住には全部、生活保護者が住んでゐるわけです。炭鉱労働者は生活保護になつておる。そこでどういうことになつたか。これはこの前言つて、研究してくれるという約束だつたから最後に尋ねるのです。どうなるかと、これを競売に出しますと、今度は他の債権者が来てこれをとろうとするわけです。なぜとるかというと、生活保護者が住んでいるわけですから、生活保護者から家賃をとれる。その家賃はだれが出すかと、國が八割を出し、自治体が二割を出す。そうすると、無資力の人の炭住について、国税が差し押さえてしまつておるものを見つけて落とすと、競売が行つて落としまつ。落とすと家賃がとれるようになり、労働者を追い出しがちができる。この問題については競売以外には処理の方法がない。これを労働者に払い下げたらいいのですが、いまの国税徴収法では競売する以外に払い下げる方法がない。そこで労働者はこれをもらいたい、金を出したい、だから幾分安く——たとえば合理化事業団ならば、一棟について一万円くらいで労働者に払い下げてくれる。ところが国税がこれを差し押さえおるためには、国税はどうしても評価委員をつくってこれを評価しなければならぬ。合理化事業団ならば一棟一万円でおりるものが、国税ならどうして

ことになる。したがつてこれは、競売をすると、労働者にいかずに他の者がとつて、今度は家賃をとることになる。もうかるわけです。だから国税ががんこに自分の主張を通すと、國に大損を与えるという結果になる。ここに政策の矛盾が出てきたわけです。だから国税は何とか競売以外に、自治体に払い下げるとか、住んでおる炭鉱離職者に払い下げる方法を講じなければいけません。いまの鉱区の問題については、国税はおりることができるところになったわけです。ところが炭仕についてはおりる方法がないのです。国税は評価額だけをとらなければならぬ、こういうことになつておる。これはこの前、こういう問題がありますからひとつ研究して最後に御答弁願いたいといって、宿題を出しておいた。これが現実の問題として起つてきました。御答弁できなければ、これはあとで何らかの形で処理をしてもらいたいと思うのですが、鉱区についてはおりるところができるのですよ。ところが、かつては買ひ上げの対象になつておつた、しかしいまはならなくなつてしまつた、これをどう処理するか。これはきょう答弁ができなければ、研究してもらってその対策を速急にやつてもらわなければならぬと思う。

開発事業団といふものが作れることがあります。そうして地方開発事業団も、産炭地振興事業団と同じように用地をつくるわけです。この関係は一体どうなるのかということです。この関係は、地方自治体が地方開発事業団をやるわけです。そうして同じように用地その他をつくることができるわけです。この関係は一体どうなるのか。産炭地振興事業団がやらないと、産炭地の自治体はみずから事業団を興して仕事をやることになる。これは起債その他もたぶん認めることになるわけです。

それから最後は、これは労働省ですが、結局失対事業に関連してくるのですが、一般失対事業の管理監督員の設置に基づく国庫補助金に対する地方自治体の財政負担、すなわち監督員とか事務員とか技術員、これらの者に対する事務費の中に入件費が入つておるわけです。そうしてその入件費が、たとえば就労者一人一日について三十八円七十銭入つておるわけです。各種保険料が十八円七十銭で、一般事務職員及び人件費が二十円になつておるわけです。これらの者の事務費は、副監督員とか事務職員のものが入つておる、こういうことらしいのですが、その事務費の単価の算出の基礎もはつきりされないし、人件費としての支出する範囲もはつきりしていないのです。そこでこれは仕事をさせるのに、緊就だって何だつてみな同じですが、技術職員がいるわけです。ところが技術職員というのは、普通の事務職員よりもばく大きな給料をとつて特別金が必要です。たとえば福岡県でいえば、この技術職員が四十六人くらいいる。そうすると、金がな

いのですから、一般的の県の仕事の技術的職員をこれに持つてこないとできない。ところが三万も三万五千も失効労務者がおる。一方においては堅就が五千人もあるって、あとから三千人も殺到しておる。これに技術職員をつけると、県の他の仕事が全然できなくなってしまう。こういうものに対する事務費というものが全然ないのですが、これを一体どう処理するか、この二点で終わります。

○中野政府委員 今まで方開発事業団ですか、これを産炭地振興事業団は、その企図する目的も違うわけであります。現実に産炭地等についてこれが競合する等のこともあるかと思いますが、これはむしろ両機関がそれぞれ協力し、また必要な調整をとりながら、遅々その事業を遂行してその目的を達するよう努めたいと思ひます。

○三治政府委員 失効事業につきましては、今度三十八年度予算から、監督要員の事務人件費につきましては特別計上して、二十人ないし三十五人に一人の経費をめんどう見るようにしております。

それから技術職員の問題につきましては、いまおっしゃるような県市的一般の定員の中で今までやつてきたわけですが、これについても特別によけい人員を配置する場合には、事務費の配分で考慮しておりますが、不足なところには、特別な事務人件費の実情について、今後その予算の配分について、そういうふうに考えております。

○上林山委員長 蔵内修治君から、王分間くらい質疑したいという申し出がありますので、これを許します。蔵内修治君。
○蔵内委員 時間がありませんから、問題を二点にしぼって承りたいと思います。
第一点は、この条文についてちょっとと確認をしておきたいと思う点であります。この産炭地の売り掛け金の回収に関する今度の法律であります。これは政府の善意と努力をわれわれは非常に高く評価しますので、これが末端において差しつかえというか不徹底が起こらないように、ちょっと一、二点確認をしておきたい。
法案の第二条の「当該整備による影響の著しい地域であつて、政令で定めるもの」をいう。「この「政令で定める」ということは、産炭地域振興臨時措置法の第二条あるいは六条と全然別個の政令指定であるかどうか、この点が第一点。
それからその次は、第二条の第二項にあります「通商産業省令で定める団体に対する売掛金債権」この「通商産業省令で定める」というのは、どういう団体であるか。
それからその次の行にあります「通商産業省令で定める債権」この債権とはどういうものであるか、いまの三点をまず最初にお伺いいたしたい。
○影山政府委員 第二条の政令でござりますが、これは形式上はやはり産炭地域振興法の第二条、地域指定の政令とは別個に形式的には制定いたしますが、実質的には第二条地域を指定いたします。それから第二点につきまして、「これ

らの者と密接な関係がある消費生活協同組合その他通商産業省令で定める団体」というその団体は、石炭鉱山と姿本的あるいは人的に非常に密接な関係のあるものを指定するつもりでございまして、別会社の購買会というようなものは特に現在のところ頭に置いておりません。念のための規定でございまして、あるいは未収金等も頭に置いておるわけでございます。

○**蔵内委員** もう一点最後に、第七条に「国及び地方公共団体は、産炭地域関係保証が円滑に行なわれるよう努めるものとする」という訓示規定が置いてあります。この規定があることはいたいへんけつこうではありますけれども、具体的に一体どうするのか。たとえば、こういう法律ができるといふことになりますと、考え方によつては、炭鉱の売り掛け代金の支払いといふものがかえつてルーズになるおそれも実際は考えられる。そういう際に、この炭鉱の中小企業者に対する支払いの遅延の防止のためにいかなる行政指導が考えられておるか、その点について承りたい。

○**影山政府委員** こういう措置がとられました結果、炭鉱の中小企業者に対する支払いがルーズになるということを防止しますために、先般來石炭局長のほうにお願いいたしまして、石炭鉱山のほうに対し、中小企業者に対する支払いを促進するようについて通牒を出していただいております。それに基づきまして、通産局長が中心になりまして、具体的に促進をはかつていきました。

たいというふうに考えております。

○上林山委員長 他に質疑の通告もありませんので、ただいま議題となつております六法案中、内閣提出「石炭鉱業合理化臨時措置法案」、法律案、電力用炭代金精算株式会社注案、石炭鉱業経理規制臨時措置法案、重油ボイラの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案及び産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律案の五案に対する質疑は、これにて終了いたしました。

岡田利春君。

○岡田(利)委員 私は、ただいま議題となりました石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案について、討論に入ります。討論の通告がありますので、これを許します。

日本社会党を代表して反対の討論を行ないたいと思います。

去る四月に開かれました石炭鉱業審議会において——当初政府は閉山規模に対する予算要求として、買い上げ四百二十万トンにさらに保安買い上げ三十万トンを要求いたしておったわけですが。しかしながら、審議会に政府原案として提出されましたのは六百七十一万トンであり、しかもこの六百七十一万トンの閉山規模の審議に際して、九州の地域において百万トン、加えて北海道地域において十八万トンの閉山規模を縮小して、五百五十三万トンの閉

これに見合ひ再就職計画が労働省から同様に提案をされておりますけれども、昭和三十七年度の三月末で、一万八千四百人の炭鉱労働者が依然としてその職を得ていません。加えて今年は三万四千二百人の人々が就職するとしても、五万二千八百人の人々が離職をするのでありますから、結局一万八千六百人の人が昭和三十九年に持ち越される、こうしたことになりますと、この再就職計画というものは、少なくとも有次調査団の答申、あるいはまた石炭問題が多くの人々の関心を集め、スムーズに雇用を転換する、こういうたてまえからいっても、われわれの期待しておるところと非常に離れているわけです。さらにまた、この閉山規模を確定するにあたつて、特に九州における百万トン縮小について、三井の田川並びに山野と想定される二山の企業のあり方について、付帯して一応意見書が付されておるわけです。それは当該会社の再建のために、この二山は第二会社として存続を認めるべきである、いわゆる企業形態の変更について鉱業審議会がその意見を付すると、私は明確に指摘をしなければならないと思います。このような企業形態を変更することに介入できる権限が、審議会にあるのだろうか。この審議会にはこういう権限はないわけでありまして、この点明らかに不当であると考えるわけです。さらにまた、政府が当初予算を要求しておるにかかわらず、六百七十一万トンという、予算を大幅に上回る閉山規模を原案として出したということは、政府の合理化計画

私は考えるわけです。しかも六百七十万トンというのは、一体どういう根拠に基づいた閉山規模であるか。このことをしさいに検討してまいりますと、これは明らかに、今日の石炭企業が希望するいわゆる閉山規模が、すなわち六百七十一万トンである。今日の石炭企業が希望する六百七十一万トンを、そのまま政府が原案として審議会にかけた。とするならば、一体それらの石炭鉱業の整備計画というものが、単なる企業の意思によって、それを政府が受け売りをする、こういう形態をたどることは間違いないと考えるわけです。私どもが承知いたしておりますところによりますと、有沢調査団の答申に基づくいわゆる閉山規模の毎年次の計画は、一応その骨格が定められておると考へるわけです。したがつて、昭和三十八年度閉山の四百二十万トン及び三十万トンはこの有沢調査団の答申に基づいて、しかも四十二年度までを想定した年次閉山計画に基づいて、この予算が要求されておると考へるわけです。ですから今日政府の石炭鉱業の整備といふものは、有沢調査団を上回つて、当初の昭和三十八年度を通り越して、昭和三十九年度もしくは昭和四十一年度の石炭鉱業の整備を行なつて、そういう整備を促進している、このように私どもは指摘をしなければならないと思います。

は、現行合理化法の、いわゆる重要な項目については審議の対象になるといふことで、現行合理化法を拡大解釈してこの審議会を強行した、ここに問題があると私は思うわけです。もし重要な事項がすべて石炭鉱業審議会で審議ができるとするならば、何もこのように、労働大臣が再就職計画を定めて、それを提出して審議会の審議を得る、こういう必要は全然ない、このように私は考へるわけです。そういう意味では、この拡大解釈というものは明らかに行き過ぎであります。そういう面から考えて私もは、この審議会の最終結論はどういう了承できないわけです。この上うな本法の運用については、強く反対せざるを得ません。

題点である、このような点について、調査団の答申を全然取り入れないで、整備計画を優先させる、そしてあくまで再就職計画は机上プランであつて、もこれに合わせるように行き方がとどまるということになりますので、特にこの点について私どもは強い反対の意思を表明する次第です。

第二の問題は、第五十七条のうちの二でございますが、請負夫の使用の問題であります。この請負夫の使用承認においては、坑内にあっては、「一応患者」として起業工事のみに限るという方向が出されております。しかしながら省令案等を検討してまいりますと、この運用については起業工事のみに限定することは非常に困難である、このように私どもは理解せざるを得ないわけです。そういう意味では、坑内組夫の使用は当該炭鉱企業における起業工事のみに限りると明確に法文化すべきである、このように私どもは考えておる次第です。それと同時に、最近の坑外における炭鉱の組夫の使用、いわゆる請負夫の使用は漸次増大をしてまいりました。石炭産業は御存じのように、運搬産業である、こういわれております。石炭を掘りくずして、それが商品となって消費者の手に渡るまで、すべて運搬される、そういう性格を表現いたしておるわけですが、いますが、今日坑口を出た石炭を坑外の選炭機に運ぶ、さらにまた坑口から出るボタを坑外の捨て場に搬出をする、あるいはまた選炭をした結果出る黒いボタは同様にボタ捨て場に運搬をする、これはいずれも石炭の販売による、今までの、運搬工程の一貫した職場であると私どもは考えるわけです。し

かるに今日石炭合理化をどんどん推進めている結果、坑外におけるこれらの職場は、ほとんど組夫に転換されつあるわけです。白ズリの捨て場、さるいはまた、選炭の結果として出る田舎夫に転換される、あるいはまた、その捨てる作業、これらの作業がみな組夫に転換される、これに要する炭車の恒常的な修理についても、組夫がすべて直轄と切りかえられて充てられておる。極端なのは、石炭を受炭して選炭機におろす、この選炭場における作業についても、組夫が全面的に直轄に切りかわって作業している。こういう傾向が非常に強くなつてしまひました。少なくとも直轄従事員のほうが今日どんどん首を切られるという情勢の中では、石炭産業の工場におけるすべての作業は恒常的なものでありますから、当然請負夫の使用は禁止されるべきである、そういう意味で、特に炭鉱企業の持つ性格あるいは作業の内容等から検討しまして、坑外の使用の制限は坑内に限つておる、このことを非常に遺憾に思つてゐます。したがつて政府は、すみやかにこれらの方針について再検討して、むしろこの法案を撤回されて、いま申し上げました趣旨に基づいて本法案をあらためて提出すべきである、このよう考へる次第です。

のための母体となるよう育成すること。
と。」といさいますが、その意味は提案
者の御説明のとおりと解釈いたしまし
て、この会社が貯炭等を行なうこと
ができるようなことについて検討をい
たしてまいる所存でございます。

措置等に関する法律案（内閣提出第
一七八号）に関する報告書
〔冊別附録に掲載〕

○上林山委員長 ただいま議決いたし
ました四法律案の委員会報告書の作成
につきましては、委員長に御一任願い
たいと存じますが、御異議ありません
か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○上林山委員長 御異議なしと認めま
す。よつて、さように決しました。
次会は公報をもつてお知らせするこ
ととし、本日はこれにて散会いたしま
す。

午後一時五十七分散会

〔参考〕

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を
改正する法律案（内閣提出第九二号）
に関する報告書
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を
改正する法律案（内閣提出第九二号）
に関する報告書
電力用炭代金精算株式会社法案（内
閣提出第九三号）に関する報告書
石炭鉱業経理規制臨時措置法案（内
閣提出第一二四号）に関する報告書
重油ボイラの設置の制限等に関する
臨時措置に関する法律の一部を改
正する法律案（内閣提出第一五八号）
に関する報告書
産炭地域における中小企業者につい
ての中小企業信用保険に関する特別

昭和三十八年六月二十九日印刷

昭和三十八年七月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局